

1. 「輸出管理内部規程の届出等について」関係

Q1. ブルガリアが輸出令別表第3の地域に追加されたことに伴い、
輸出管理内部規程、細則、マニュアル等において当該追加を行う
必要はあるか。

また、輸出管理内部規程の内容変更の届出は必要か。

A1. 輸出管理内部規程等における追加については、社内手順の必要性
などに応じて適宜対応頂ければ結構です。その場合、経済産業省へ
の内容変更の届出を提出していただく必要はありません。